

神社における
新型コロナウイルス対応ガイドライン
(第1版 抜粋)

(令和2年9月1日)

「変わらない祈りのために」事務局

1. はじめに

各神社においては、本ガイドラインを参考にそれぞれのガイドライン等を作成し、感染防止策を実施すること。

2. 境内における感染拡大を予防する為の具体的な対策

①鳥居・参道

- ・ 人との接触を避け、対人距離を最低1m確保する事が前提ではあるが、年始の混雑時を考えるとこの距離を確保することは困難である事が予想される。マスクを着用し、大声での会話などを控えてもらえば、距離を確保しなくても問題ないとする。境内の滞在時間をなるべく少なくする様な工夫が必要である。

(1) 参拝者の動線をスムーズにする。(一方通行や左右の幅を拡げるなど)

②手水舎

- ・ 柄杓を使わない手水を設置する。



③拝殿前

- ・ 臨時の賽銭箱を設置するなど、同時に複数人がお参り出来る様にする。

④授与所（常設・臨時）

- ・ 奉仕員、参拝者のマスク着用、手指消毒の徹底する。
- ・ 授与所内の換気、アルコール手指消毒薬を設置する。
- ・ 授与品の陳列方法、頒布方法の工夫する。
- ・ 不特定多数の者が扱うもの（現金など）に触れた後は、手指消毒薬を実施する。

⑤祈祷受付

- ・ 受付場所では、アクリル板や透明ビニールカーテン等により参拝者との間を遮断し、飛沫感染を予防する。
- ・ 感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、参拝者の情報を適正に管理する。
- ・ 参集殿や待合室における換気、参拝者同士の接触や会話を極力減らす。空気清浄機は換気機能はないので注意。また、暖房機器にアルコール消毒液等が引火しない様に注意する。

社殿内

- ・ 社殿の換気を十分に行う。
- ・ 参拝者のマスクの着用。
- ・ 対人距離を最低 1 m確保する事が前提ではあるが、年始の混雑時を考えるとこの距離を確保することは困難である事が予想される。マスクを着用し、大声での会話などを控えるよう促す。

3. その他の感染拡大を予防する為の措置

- ・例祭や神事（酉の市や左義長など）の祭典日が決まっているものは、感染対策に十分配慮して行う。
- ・神輿や山車、神楽や奉納舞、その他神賑行事・奉納行事、露店は感染対策に十分配慮して行う。

~~~~~

監修：菅原えりさ先生（東京医療保健大学 教授）

協力：神社本庁

賛同神社庁：東京都神社庁・神奈川県神社庁・埼玉県神社庁・千葉県神社庁・茨城県神社庁  
山梨県神社庁・宮城県神社庁・青森県神社庁・新潟県神社庁・大阪府神社庁  
兵庫県神社庁・奈良県神社庁・滋賀県神社庁・和歌山県神社庁・岡山県神社庁  
佐賀県神社庁・沖縄県神社庁

（令和2年9月1日現在）

※本ガイドラインについてのお問い合わせは下記にお願いします。

「変わらない祈りのために」事務局

住所：埼玉県さいたま市大宮区高鼻町1-4 4 7-1 埼玉県神社庁内

電話：048-643-3542